

当該工事で適用される試行等を以下に示す。

①	事務集中化の対象工事	・入札手続きの合理化を図るため、入札契約手続き等の窓口について分任支出負担行為担当官とは異なる事務所にて集約化を行う工事をいう。
②-1	余裕期間制度を活用した工事 【発注者指定方式】	・受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事で、発注者が工事の開始日をあらかじめ決めた上で発注する方式をいう。 ・余裕期間内は、配置予定技術者を配置することを要しない他、現場に着手してはならない。ただし、現場に搬入しない資材等の準備は行っても良い。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。
②-2	余裕期間制度を活用した工事 【任意着手方式】	・受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事で、発注者が定めた一定の期間内において落札者が工事開始日を任意に設定することができる方式をいう。 ・余裕期間内は、配置予定技術者を配置することを要しない他、現場に着手してはならない。ただし、現場に搬入しない資材等の準備は行っても良い。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。
②-3	余裕期間制度を活用した工事 【フレックス方式】	・受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事で、発注者が定めた一定の期間内（余裕期間と工期をあわせた期間）において、落札者が実工事期間（工事開始日及び工期末日）を任意に設定することができる方式をいう。 ・余裕期間内は、配置予定技術者を配置することを要しない他、現場に着手してはならない。ただし、現場に搬入しない資材等の準備は行っても良い。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。
③	賃金・労働時間・労務費の実態を調査する試行工事（受注者希望方式）	・受注者の協力の下、下請業者への賃金の支払いや適正な労働時間確保に関し、賃金・労働時間・労務費の実態を調査する試行工事（受注者希望方式）をいう。 ・詳細については、特記仕様書等によるものとする。
④-1	新技術活用工事 【発注者指定型】	・発注者が設計図書により個別指定して工事発注を行い、新技術の活用を図る工事をいう。 ・詳細については、特記仕様書等によるものとする。
④-2	新技術活用工事 【発注者指定型（選択肢提示型）】	・発注者が設計図書に対象とするテーマ及び当該テーマに対して効果が期待できる複数の新技術を提示し、契約締結後に受注者が提示された新技術から活用する新技術を選択し、新技術の活用を図る工事をいう。 ・詳細については、特記仕様書等によるものとする。
④-3	新技術活用工事 【施工者選定型】	・受注者が新技術を原則１つ以上選定し、新技術の活用を図る工事をいう。 ・詳細については、特記仕様書等によるものとする。

⑤	総価契約単価合意方式対象工事	・契約変更等における協議の円滑化に資するため、契約締結後に、受発注者間の協議により総価契約の内訳としての単価等について合意する工事をいう。 1) 本方式の実施方式としては、 ①単価個別合意方式（工事数量総括表の細別の単価（一式の場合は金額。②において同じ。）のそれぞれを算出した上で、当該単価について合意する方式） ②包括的単価個別合意方式（工事数量総括表の細別の単価に請負代金比率を乗じて得た各金額について合意する方式） があり、受注者が選択するものとする。ただし、受注者が単価個別合意方式を選択した場合において、上記の協議の開始の日から 14 日以内に協議が整わないときは、包括的単価個別合意方式を適用するものとする。 2) 受注者は、「包括的単価個別合意方式」を選択したときは、契約締結後 14 日以内に、契約担当課が契約締結後に送付する「包括的単価個別合意方式希望書」に、必要事項を記載の上、当該契約担当課に提出するものとする。 3) その他本方式の実施手続は、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」によるものとする。 4) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の場合は、後工事の請負契約を随意契約により前工事の受注者と締結する場合についても、当該工事において合意した単価等を使用するものとする。
⑥	契約後 VE 方式の試行工事	・契約締結後に施工方法等の提案（総合評価に係る提案を除く。）を受け付ける契約後 VE 方式の試行工事をいう。 ・契約締結後、受注者は設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる（総合評価に係る提案の範囲を除く。）。 ・提案の全部又は一部が適正と認められた場合に、設計図書を変更し、必要があると認められる場合は、請負代金額の変更を行うものとする。 ・詳細は、特記仕様書等による。
⑦	生産性向上チャレンジの試行工事	・受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取組を推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事をいう。 ・工事契約後、受注者は、当該工事において、省人化等の生産性向上に資する取組を実施することができ、取組の履行及び効果が確認された場合、工事成績評定で優位に評価する。 ・本取組を実施する場合、施工計画書に、現場における生産性向上に資する施工手順の工夫や既存技術の効果的活用等を位置づけ、履行義務として取り扱うものとし、完成検査までに実施内容及び効果を報告するものとする。
⑧	生産性向上の取組の妥当性を評価する試行工事	・施工計画について、生産性向上に関する取組の記載を求め評価することで、ICT活用等による生産性向上とその普及に資することを目的とした試行工事をいう。
⑨	社会条件に配慮した工事	・工事を完成した場合、次回以降において技術評価項目のうち、企業の能力等における「社会条件に配慮した工事の施工実績」の評価点を高く評価する工事をいう。

⑩	建設リサイクル法対象工事	・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事をいう。
⑪	第三者品質証明対象工事	・ 「施工者と契約した第三者による品質証明の試行について（令和 5 年 6 月 1 日付け国会公契第 11 号、国官技第 64 号、国北予第 7 号）」による「施工者と契約した第三者による品質証明」の対象工事である。 ・ 工事施工中、受注者が委託した第三者の品質証明者が工事の実施状況、出来形及び品質について契約図書との適合状況の確認を行った上で品質証明結果としてとりまとめ、発注者はその結果を踏まえて既済部分検査及び完成検査を行うこととする。また、支払い条件は「出来高部分払方式」を採用する。 ・ 実施にあたっては、「施工者と契約した第三者による品質証明実施要領」及び「近畿地方整備局における施工者と契約した第三者による品質証明業務運用ガイドライン（案）」に基づき行うものとする。
⑫	施工条件等の明示試行工事	・ 工期設定の根拠とした工事に必要な関係機関との協議、地元協議、用地確保等の進捗状況を踏まえた概略工事工程表等の施工条件を明示することにより、適切な工期設定の取組を行う試行工事をいう。
⑬	地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更を行う試行工事	・ 工事実施にあたって不足する下請け等の技術者や技能者等を通常考える工事実施地域外から広域的に確保せざるを得ない場合に、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の一部の費用（以下「実績変更対象費」という。）について、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事標準積算基準書の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事をいう。
⑭	施工箇所が点在する工事積算方法の工事	・ 施工箇所が点在する工事であり、共通仮設費及び現場管理費について標準積算と施工実態に乖離が考えられるため、地区ごとに共通仮設費及び現場管理費を算出する「施工箇所が点在する工事積算方法の工事」をいう。 ・ 詳細については、特記仕様書等によるものとする。
⑮	熱中症対策に資する現場管理費の補正対象工事	・ 熱中症対策に資する現場管理費を補正する試行の対象工事をいう。
⑯	少雪時における道路除雪工の固定的経費を積算計上する試行工事	・ 少雪時において除雪体制を確保するために必要となる固定的経費を積算計上する試行工事をいう。 ・ 詳細については、特記仕様書等によるものとする。
⑰	専任特例 2 号の場合の監理技術者の兼任を認める工事	・ 建設業法第 26 条第 3 項第 2 号の規定の適用を受ける監理技術者（専任特例 2 号の場合の監理技術者）の配置を行うことを認める工事をいう。
⑱	賃上げを実施する企業に対する加点措置の対象工事	・ 賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事をいう。

⑱-1	出来高部分払方式 (中間前金払の対象となる場合)	・中間前金払に代わり、既済部分払を選択した場合には、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払方式」を採用する工事をいう。 ・フレックス方式の場合は、落札者が設定した実工事期間によっては「出来高部分払方式」を採用しない。
⑱-2	出来高部分払方式 (中間前金払の対象とならない場合)	・短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払方式」を選択することができる工事をいう。 ・フレックス方式の場合は、落札者が設定した実工事期間によっては、「出来高部分払方式」を選択することができない。
⑳	ISO9001 認証取得を活用した監督業務等の取扱いの対象工事	・工事の品質確保と事業実施の一層の効率化を図る観点から、ISO9001 認証を取得している請負者の品質マネジメントシステムを活用した監督業務等の取扱いの対象工事をいう。 ・低入札価格調査の対象となった場合及び監督強化価格を下回る価格で契約した場合を除くものとする。 ・落札者は、ISO9001 認証取得を活用した監督業務等の取扱いの適用を希望するときは契約担当官等に対し、工事請負契約締結日から 14 日以内に様式-A 2 添付書類 ①から⑥までに掲げる書類を添えてその承認の申請をすることができる。ただし、様式-A 2 添付書類 ③及び④に掲げる書類については、様式-A 2 添付書類 ①に掲げる書類によってその内容を確認することができる場合は、提出を要しない。 ・契約担当官等は、この取扱いの適用が適当と認めたときは、申請日から 14 日以内に承認し、その旨を申請者に通知する。 ・契約担当官等は、この取扱いの適用が適当でないと認めたときは、申請日から 14 日以内に理由を付して、その旨を申請者に通知する。 ・詳細については、特記仕様書等によるものとする。